

伴走型相談支援と併せて 出産・子育て応援給付金支給手続きを開始します

要旨

令和5年2月1日から出産・子育て応援給付金の支給手続きを開始します。

これまで実施しております妊産婦への伴走型の支援をより充実させるとともに、出産・子育て応援給付金による経済的支援と一体的に行うことで、妊婦と子育て世帯に寄り添い、出産・育児に対する不安の解消・軽減を図ることが目的です。

概要

◆伴走型相談支援

妊産婦の方が保健師等とともに出産・育児の見通しを立てるため、①妊娠届出時②妊娠8か月前後③出産後の3回面談等を行います。(2月1日以降)

面談時期	内容
妊娠届出時	母子健康手帳交付の際に面談。アンケートを実施。 妊婦とともに出産までの見通しを立て、利用可能なサービスを紹介。
妊娠8か月前後	アンケートを実施(アンケートは電子申請とする予定)。 希望者には面談で出産準備や産後の見通しを立てるための相談。
出産後	子どもの生まれた家庭を全戸訪問して面談。アンケートを実施。 産婦やご家族とともに育児の見通しを立て、利用可能なサービスを紹介。

◆経済的支援

(1) 出産応援給付金(5万円を支給)

対象者	申請手続
R5.2.1以降に妊娠届出をした人	妊娠届出時の面談で申請書を交付
R4.4~R5.1に妊娠届出をし、R5.1末までに 出産していない人	手続に関する案内を2月中旬以降、順次送付

(2) 子育て応援給付金(新生児1人ごと5万円を支給)

対象者	申請手続
R5.2.1以降に出産した人	出産後の訪問時の面談で申請書を交付

(3) 各給付金の一括申請(10万円を支給)

対象者	申請手続
R4.4~R5.1に出生した子を養育する人	手続に関する案内を2月中旬以降、順次送付

お問い合わせ先

沼津市役所 市民福祉部 健康づくり課
直通:055-951-3480